

第 1 2 回

鹿角市農業委員会総会議事録

令和 7 年 3 月 1 1 日開会

即日閉会

鹿角市農業委員会

令和6年度 第12回 鹿角市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年3月11日（火） 午後2時00分

2 開催場所 鹿角市役所 第1委員会室

3 出席委員 （13名）

1 番

2 番

3 番

4 番

5 番

6 番

7 番

8 番

9 番

10 番

11 番

12 番

13 番

4 欠席委員 （なし）

5 議事日程

第1 開 会

第2 会長挨拶

第3 会務報告

第4 議事録署名委員の選出

第5 議案審議

報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第51号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第53号 非農地証明申請について

議案第54号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について

議案第55号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について

議案第56号 非農地判断について

議案第57号 鹿角市農作業標準労働賃金（案）について

第6 その他

第7 閉 会

6 事務局職員

主 幹

主 任

7 議事録署名委員 10 番

11 番

8 会議の概要

事 務 局	すみません、それでは定刻前でありますけども、出席予定の皆様おそろいになっていましたので、始めさせていただきたいと思います。 終礼を行いますので、ご起立願います。
-------	---

会 事 務 局	長	<p>修礼、礼。着席願います。</p> <p>ただいままでの出席委員数の報告でありますけれども、委員１３名中の１２名でありまして、２番の委員につきましては、遅れて出席するとのご連絡をいただいております。したがって、本会議は成立といたします。</p> <p>それでは、ただいまより鹿角市農業委員会第１２回総会を開催いたします。</p> <p>開会に当たりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。</p> <p>【挨拶】</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、この後の進行につきましては、会長よりお願いいたします。</p>
議 事 務 局 議	長	<p>それでは、事務局より会務報告をいたします。</p> <p>【会務報告の資料を基に説明】</p> <p>会務報告ですので、ご了承方よろしくお願い申し上げます。</p>
議 委 員 一 同 議	長	<p>次に、議事録署名委員の選出についてお諮りいたしますが、私にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>それでは、ご異議ないようですので、私から指名させていただきます。</p> <p>１０番の委員、１１番の委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の主幹と主任を指名いたします。よろしくお願いをいたします。</p>
議 事 務 局	長	<p>それでは、最初に、報告第１１号 農地法第１８条第６項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案の２ページをお願いします。</p> <p>報告第１１号 農地法第１８条第６項の規定による通知について。</p> <p>農地法第１８条第６項の規定による通知が別紙各号のとおりであったので、これを報告します。</p> <p>農地別内訳ですが、以下のとおりです。</p> <p>３ページをお開きください。</p> <p>第１８条第６項</p> <p>【受付番号９９番から１０６番を議案書を基に説明】</p> <p>説明は以上です。</p>
議 委 員 一 同 議	長	<p>ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ありましたらご発言願います。</p> <p>１０１番から１０４番まで耕作不便ということで解約になっていますが、この後の耕作管理の仕方はどのようになっているのですか。</p>
事 務 局 委 員 一 同 議	長	<p>この後は所有者のほうで管理をするということで話を伺っています。</p> <p>分かりました。</p> <p>ほかにはございませんか。よろしいですか。</p> <p>（「なし」の声）</p> <p>それでは、ないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。</p>

委員一同 議長	(「異議なし」の声) そのように承認します。
議長 事務局	次に、議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。 6ページをお開きください。 議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について。 農地法第3条の規定による許可申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 7ページをお開きください。
議長 委員 議長 委員 議長 委員 議長 委員一同 議長 委員一同 議長	第3条 【受付番号43番から48番を議案書を基に説明】 説明は以上です。 ただいま説明が終わりましたが、ここで、現地調査に行った委員より補足があればご発言をいただきたいと思います。 事務局の説明と、写真判定により現地確認を行いまして、特に問題がないだろうということで承認いたしました。 それから、8番の委員はどうですか。 受付番号44番から47番ですけども、先ほど事務局から説明あったように、いびつになった土地を使いやすいように交換するということで、皆さん、頭ではわかっているのですが、中々行動には移せないため、良い申請だと思います。 以上です。 ご苦労さまでした。 それから、もうお一方、10番の委員はどうですか。 委員の言ったとおりで、いびつな農地をまとめるということで、耕作がやりやすい感じになっているので、良いと思います。 ご苦労さまでした。 ほかの委員より何かご質問があればご発言願います。よろしいですか。 (「なし」の声) それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) そのように決定します。
議長 事務局	次に、議案第51号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。 9ページをお開きください。 議案第51号 農地法第4条の規定による許可申請について。 農地法第4条の規定による許可申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。

<p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p> <p>委 員 一 同</p> <p>議 長</p> <p>委 員 一 同</p> <p>議 長</p>	<p>農地別内訳ですが、下記のとおりです。</p> <p>１０ページをお開きください。</p> <p>第４条</p> <p>【受付番号４番を議案書を基に説明】</p> <p>説明は以上です。</p> <p>ただいま説明が終わりましたが、こちらでも現地調査に行った委員より補足があれば発言をいただきたいと思います。</p> <p>受付番号の４番でございますが、既存の小屋の拡張ですので問題ありません。</p> <p>では、もうお一方の委員はどうですか。</p> <p>委員が言ったとおりでございます。支障ないと思います。</p> <p>ご苦労さまでした。</p> <p>ほかの委員より何かご質問があればご発言願います。よろしいですか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>そのように決定します。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p> <p>委 員 一 同</p> <p>議 長</p> <p>委 員 一 同</p>	<p>それでは、次に、議案第５２号 農地法第５条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案の１１ページをお願いします。</p> <p>議案第５２号 農地法第５条の規定による許可申請について。</p> <p>農地法第５条の規定による許可申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。</p> <p>農地別内訳ですが、以下のとおりです。</p> <p>１２ページを御覧ください。</p> <p>第５条</p> <p>【受付番号２１番から２２番を議案書を基に説明】</p> <p>説明は以上です。</p> <p>ただいま説明が終わりましたが、こちらでも現地調査に行った委員より補足があればご発言をいただきたいと思います。</p> <p>どちらの、２１、２２の案件ですけれども、どちらも住宅に挟まれたところで、特に農地の変更に対しては、別に問題ないものと判断しております。</p> <p>以上です。</p> <p>ほかの委員も、何かご質問があればご発言願います。よろしいですか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>

議 長	そのように決定します。
議 長	それでは、次に、議案第５３号 非農地証明申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	<p>議案の１３ページをお開きください。</p> <p>議案第５３号 非農地証明申請について。</p> <p>非農地証明申請が別紙各号のとおりであったので、意見を求めます。</p> <p>農地別内訳ですが、以下のとおりです。</p> <p>１４ページをお開きください。</p> <p>非農地証明</p> <p>【受付番号９番から１０番を議案書を基に説明】</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	ただいま説明が終わりましたが、こちらでも現地調査に行った委員より補足があればご発言いただきたいと思います。
委 員	<p>事務局の説明のとおりだとは思いました。農地の一団の端にあつて、そこが非農地になっても周りにはあまり影響ないかと思って判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	それから、ただいま来ました委員、どうもご苦労さまです。現地調査のほうを伺います。
委 員	<p>遅れて申し訳ありません。</p> <p>受付番号９番の土地ですが、ちょっと坂になっていまして、道の下がったところで、明らかに周りには影響を及ぼさないような環境ですので、妥当だと思います。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それから、次の委員どうですか。</p>
委 員	<p>９番ですけれども、今、委員も言いましたけれども、くぼ地の日の当たらないところで、農地としてはあまり使いようがないというのを確認したので、妥当だと思います。</p>
議 長	<p>ご苦労さまでした。</p> <p>ほかの委員よりご質問があればご発言願います。よろしいですか。</p>
委 員 一 同	(「なし」の声)
議 長	それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(「異議なし」の声)
議 長	そのように決定します。
議 長	次に、議案第５４号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	<p>１５ページをお開きください。</p> <p>議案第５４号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について。</p> <p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、別紙のとおり市長より諮問が</p>

<p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>委 員 一 同</p> <p>議 長</p> <p>委 員 一 同</p> <p>議 長</p>	<p>あつたので、この処理について意見を求めます。</p> <p>農地別内訳ですが、以下のとおりです。</p> <p>利用権設定</p> <p>【受付番号３５０番から３９３番を議案書を基に説明】</p> <p>説明は以上です。</p> <p>説明が終わりましたけれども、ご審議をいただきたいと思います。何かご質問ありましたらご発言願います。</p> <p>借人で亡くなっている人が多いように思う。</p> <p>相続登記が義務化されたことにより相続が進むと考えてよいのか。</p> <p>どうぞ、事務局。</p> <p>委員の言うとおり、相続登記が義務化されたことによりある程度相続は進むと考えて良いと思います。</p> <p>また、どうしても相続登記ができない場合は、貸付ける方法が無い訳ではないため、ご相談いただければと思います。</p> <p>ほかには何かご質問等ございませんか。よろしいですか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>そのように決定します。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>委 員</p> <p>事 務 局</p> <p>議 長</p> <p>委 員 一 同</p> <p>議 長</p>	<p>次に、議案第５５号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案の３７ページをお開きください。</p> <p>議案第５５号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第２項の規定により別紙のとおり市長より諮問があつたので、この処理について意見を求めます。</p> <p>農地別内訳ですが、以下のとおりです。</p> <p>利用権設定</p> <p>【受付番号８３番から９３番を議案書を基に説明】</p> <p>説明は以上です。</p> <p>ただいま説明が終わりましたので、ご審議をいただきたいと思います。何かご質問等ありましたらご発言願います。</p> <p>中間管理事業で契約する際に賃料を途中で変更することは可能ですか。</p> <p>可能です。なお、手数料はかかりません。</p> <p>ほかには何かお聞きになりたい点ございませんか。いいですか。よろしいですか。</p> <p>(「なし」の声)</p> <p>それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。</p>

委員一同 議長	(「異議なし」の声) ないようですので、そのように決定します。
議長 事務局	<p>それでは、議案第５６号 鹿角市農作業標準労働賃金（案）について、事務局の説明を求めます。</p> <p>４２ページを御覧ください。</p> <p>農業委員会等に関する法律第６条第３項第２号の規定に基づき、鹿角市農作業参考労働賃金単価を策定するため意見を求めます</p>
議長	ただいま説明が終わりましたので、ご審議をいただきたいと思います。何かご質問等ありましたらご発言願います。
議長	何かお聞きになりたい点ございませんか。いいですか。よろしいですか。
委員一同	(「なし」の声)
議長	それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
委員一同	(「異議なし」の声)
議長	ないようですので、そのように決定します。
議長 事務局	<p>それでは、次に、議案第５７号 非農地判断について、事務局の説明を求めます。</p> <p>４３ページをお開きください。</p> <p>議案第５７号 非農地判断について。</p> <p>農地法第３条第１項により利用状況調査を実施した結果、再生利用が困難な農地と見込まれる農地について、意見を求めます。</p> <p>農地別内訳ですが、以下のとおりです。</p> <p>【資料を基に説明】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	説明が終わりましたけれども、何かご質問等ありましたらご発言願います。
議長	よろしいですか。
委員一同	(「なし」の声)
議長	それでは、ないようですので、本案を許可することにご異議ございませんか。
委員一同	(「異議なし」の声)
議長	ないようですので、そのように決定します。
議長	それでは、以上をもちまして議案については全て終了いたしました。